

京都市訓令甲第 38 号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市職員出勤簿等整理規程の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第11条中「所轄局長及び総務局監察室長」を「行財政局組織・人事担当局長及び同局コンプライアンス推進室長」に改める。

第12条中「所轄局長」を「行財政局組織・人事担当局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)